

沖縄県個人情報保護審査会答申第65号 概要

①件名	コンビニエンスストアで収納された沖縄県県税領収済通知書（不動産取得税）に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求
②開示請求年月日	①平成30年6月25日（受理：平成30年6月27日） ②平成30年6月25日（受理：平成30年6月28日）
③実施機関	沖縄県総務部税務課（①那覇税務署、②コザ税務署）
④決定年月日	平成30年7月11日（総税第457号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	開示請求に係る保有個人情報は、「沖縄県税のコンビニエンスストア収納に係る基本契約書」に基づき、コンビニエンスストアで保管することとなっており、現に沖縄県が保有している文書ではないため。
⑦審査請求年月日	平成30年7月23日
⑧審査請求の趣旨	「不開示決定処分を取り消す」との裁決を求める。
⑨審査請求理由要旨	不開示決定の理由は、「保有文書」の解釈を間違えており、不当である。「保有文書」の要件は所有権の存在だけであり、手元保管は要件ではない。
⑩諮問年月日	平成30年10月24日（沖縄県諮問総第5号）
⑪答申年月日	平成31年1月31日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った、平成30年7月11日付け総税第457号の不存在による保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件文書について</p> <p>本件文書は、「沖縄県税のコンビニエンスストア収納に係る基本契約書」及び「沖縄県税のコンビニエンスストア収納に係る基本仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、コンビニエンスストア本部で保管することとされている。</p> <p>(2) 本件文書の保有の有無について</p> <p>条例の解釈運用基準によると、「実施機関が保有しているもの」とは、当該個人情報を事実上支配している状態（当該個人情報の利用・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していること。）をいう。</p> <p>そこで検討すると、本件文書はコンビニエンスストア店舗から本部へ送付され、本部で5年以上保管された後、保管期間経過後は焼却又は溶解等の方法により廃棄されることとなっている。</p> <p>また、コンビニエンスストア本部における本件文書の保管及び廃棄については、仕様書第6条第9項に規定されており、本部が事実上支配し、廃棄を判断する権限を有している状態にあることから、実施機関が保有しているとは認められない。</p>